

暴力団排除特別区域における事業について

暴力団へ

愛知県暴力団排除条例の改正により
「みかじめ料」を渡すことも
禁止行為に追加されました

みかじめ料 用心棒代 を渡すことは 犯罪です!!

* 特定接客業の事業に関するものに限ります。



暴力団と手をるのは 禁です!!



愛知県警察

詳しくは裏面をチェック!!

愛知県暴力団排除条例が改正されました

令和4年6月1日施行

改正の内容

暴力団排除特別区域における禁止行為の追加

① 暴力団排除特別区域における禁止行為に「みかじめ料」の供与が追加されました。

これまで、「特定接客業者」が、暴力団員に「用心棒代」として利益供与を行うことが禁止されていましたが、条例の改正により、「みかじめ料」として利益供与を行うことも禁止されます。

罰則 1年以下の懲役
又は
50万円以下の罰金



- ※1 特定接客業 … いわゆる風俗営業、性風俗関連特殊営業、接客業務受託営業、飲食店営業等をいいます。
御自身が「特定接客業者」に該当するか分からぬ方は、愛知県警にお問い合わせ下さい。
- ※2 みかじめ料 … 特定接客業を行うことを暴力団員が容認することの対償であり、あいさつ料、ショバ代、カスリ等、名目は問いません。
- ※3 用心棒代 … 顧客その他の者との紛争が発生した場合に、暴力団員がその紛争の解決や鎮圧を行うことの対償です。

自首減免規定の新設

② 暴力団員への利益供与の実態等を警察に申告（自首）したときには、その刑を減免することができるようになりました。

自首減免については、条例公布日（令和4年3月25日）から適用されます。

特定接客業者が、暴力団員に「用心棒代」や「みかじめ料」として利益供与を行っていたことや、暴力団員を用心棒として利用していたことを自ら進んで申告した場合には、その刑罰を軽くしたり、科さないようにしたりできるようになりました。

条例改正前に行っていた行為についても適用されます。



勇気をもって
暴力団との共犯関係を断ち切りましょう！！

※ 暴力団との関係を断ち切ることに不安のある方は御相談ください。
警察において必要な支援措置を実施します。

～暴力団排除特別区域～

名古屋市中区錦3丁目、栄3丁目1番から
15番まで及び栄4丁目の区域



名古屋市中村区椿町の区域



豊橋市松葉町1丁目及び2丁目並びに
広小路1丁目の区域



【お問い合わせ先】

- 愛知県警察本部 刑事部 組織犯罪対策局
捜査第四課 暴力団排除係
TEL 052-951-1611（警察本部代表）
- 愛知県警察ホームページ www.pref.aichi.jp/police/

